

令和6年2月15日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和6年春の火災予防運動について

「令和6年春の火災予防運動」が3月1日（金）から3月7日（木）まで全国一斉に実施されます。

記

1 目的

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、火災による死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

3 実施内容

別添 春の火災予防運動実施要綱 参照



【お問合せ先】

担 当 消防本部予防課予防担当 （鈴木）

電 話 0533-89-9682（内線211）

FAX 0533-89-9196

E-mail shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp

令和6年3月1日～3月7日

春の火災予防運動

実施要綱

推進機関

豊川市消防本部（署）

豊川市防火安全協会

統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

春先の空気が乾燥するこの時季は、火災が多発します。火災を発生させないためには、一人ひとりが身の回りの火の取り扱いに十分注意しなければなりません。

「春の火災予防運動」は火災の発生を防止し、生命や財産の損失を防ぐことを目的に実施されます。

重点項目と推進事項

重点項目	推進事項
住宅の防火対策	① 住宅防火に対する意識の啓発と住宅用消火器、住宅用火災警報器の普及促進及び適切な維持管理 ② たばこ火災に係る広報による注意喚起 ③ 高齢者等の要配慮者への防火・防災対策の推進
地域の防火安全対策	① 地域の自主防火防災体制の整備推進 ② 地域の防火防災訓練などへの参加促進
事業所・職場の防火安全対策	① 防火防災管理体制の整備、充実 ② 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底 ③ 高齢者等が入居する福祉施設の防火安全対策の徹底
放火防止対策	① 放火されない環境づくりの推進 ② 地域での放火防止対策の推進
乾燥時・強風時の防火対策	① 防火広報の実施 ② 火気の取り扱い管理の徹底
山火事予防対策	① 山林防火パトロールの実施
製品火災予防対策	① 製品の適切な使用・維持管理 ② 製品火災に関する注意情報の周知徹底

事業所では

火災予防は一人ひとりの自主防火管理から！職場・家庭で防火点検を！

- ① 立て看板や放送により火災予防運動を周知してください。
- ② 従業員への防火・防災教育を実施してください。
- ③ 防火防災管理体制の整備、充実を図ってください。
- ④ 消防訓練を計画・実施してください。
- ⑤ 火気使用時の管理を徹底してください。
- ⑥ 夜間の戸締り、巡回の実施等、放火されない環境づくりをしてください。



- ① 家屋や枯草の近くでのたき火、ゴミ焼却はやめましょう。
- ② 寝たばこ、くわえたばこはやめ、灰皿の吸い殻は確実に消えているか確認しましょう。
- ③ 火を使っている時はその場を離れない。特に天ぷら油には注意しましょう。また、消火器などの初期消火器具を備えましょう。
- ④ ストープの付近に洗濯物などを干さないようにしましょう。
- ⑤ 高齢者などが留守番せざるを得ない場合は、隣近所に声をかけるよう努めましょう。
- ⑥ 家の周りの燃えやすいものを片付け、放火されない環境づくりをしましょう。
- ⑦ 電化製品や燃料を使う製品は、適正な取り扱い、維持管理に努めましょう。
- ⑧ 豊川市のすべての住宅には住宅用火災警報器の設置・維持管理が義務付けられています。経年劣化した住宅用火災警報器は交換しましょう。

家庭では

消防本部の主な行事

	実施時期
消防車両による防火広報	期 間 中
園児の「火の用心」はっぴ通園	期 間 中
住宅用火災警報器の啓発	期 間 中
山林防火パトロール	2月下旬
一人暮らし高齢者世帯防火チラシ配布	随 時
地域・事業所の訓練	随 時

いざという時に役立ちます！ 地震・火災に対する訓練を実施しましょう

◎ 事業所では

施設の利用者や従業員の生命を守るため、事業所における消防訓練の実施は所有者、代表者などの管理権原者に対し義務づけられています。また、防火管理者の責務の一つになっています。(消防法第8条1項、消防施行令第4条第3項)

😊 主な訓練内容

通報訓練、初期消火訓練、避難訓練などの個別訓練や、これらの個別訓練を組み合わせた総合訓練などを実施します。

😊 訓練を行う時期は

訓練担当者（防火管理者など）は、業務等を考慮して訓練の実施日を決めます。

😊 訓練はいつでもできます

訓練は実施方法を考えて計画すれば、短時間でもできます。例えば朝礼時に消火器を使つての訓練や退社時間を利用しての避難訓練などいつでもできます。

◎ 地域では

地震や火災などの災害が発生した際は、第一に「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、第二に地域における助け合いによる「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方が必要です。

東日本大震災では、多くの市町村職員も犠牲になり、公的支援が届くまで相当な時間を要しました。実際の災害現場では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助が必要であり、普段から地域内で「自己完結」できるよう訓練を重ねる必要があります。

😊 主な訓練内容

避難訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、炊き出し訓練など、実際に活動する訓練や、防火・防災 DVD 研修、図上訓練など室内で行うものがあります。

😊 訓練の仕方

訓練の企画は自主防災会などで行います。内容・構成などでお困りの際は、消防本部予防課へご相談ください。

😊 防災リーダー

地域には県や市で養成した「防災リーダー」と呼ばれる防災の知識を学んだ方がいます。是非「防災リーダー」を中心とした訓練を企画し「自己完結」できる災害に強い地域を目指してください！！

※ 事業所が消防法令に基づく消防訓練を行う際は、事前に「消防訓練実施届」を、自主防災会等が防災訓練を行う際は「防火防災訓練実施届」を消防本部予防課に提出してください。

今年の豊川市内の 火災発生件数は42件でした!!

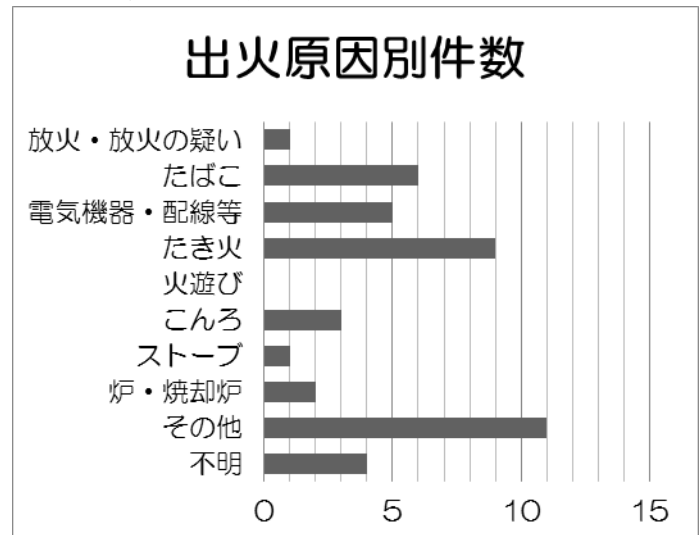
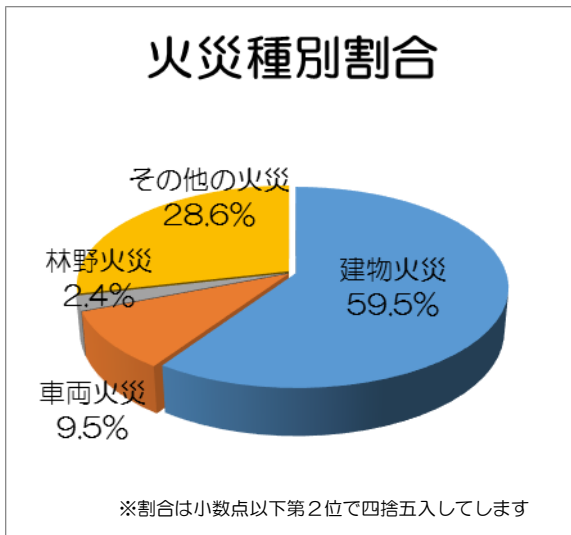
令和5年中の火災発生件数は42件で、前年と比べ12件減少しました。
一方、火災による損害額は約8333万円（速報値）で、前年と比べ約1.9倍となり、未だ多くの財産が失われています。

火災原因の1位は「たき火」で、2位が「たばこ」でした。

「たき火」による火災は、油断や不注意から多く発生しており、たき火の火を逃がしてしまい火災となったケースが増加しています。まだまだ空気が乾燥し、強風も吹きやすい時季が続きます。屋外での火の取り扱いには十分注意しましょう。



令和5年豊川市管内の火災発生状況



~~~~住宅用火災警報器の設置は義務です！~~~~

豊川市のすべての住宅には、豊川市火災予防条例において住宅用火災警報器の設置・維持が義務付けられています。住宅火災は、就寝中だと火災に気付かず、煙に巻き込まれて逃げ遅れてしまう可能性が高くなります。住宅用火災警報器を設置することにより、万が一、火災が起きても早期発見と避難が可能になります。また、住宅用火災警報器は定期的に作動確認や清掃を行い、電池切れや耐用年数（約10年）に注意していただき、維持管理に努めてください。

【お問い合わせ先】

豊川市消防本部予防課 TEL0533-89-9682 E-mail: shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp